

中部アフリカ経済通貨共同体(CEMAC)の発足 旧仏領中部アフリカのUDEACの改組による

岡田 昭男

1 .はじめに	2
(1) アフリカのCFA・フランによる経済通貨同盟	2
(2) CFA・フランの基軸通貨のユーロの切換えと経済通貨同盟の改組	3
2 .中部アフリカ関税経済同盟(UDEAC)から中部アフリカ経済通貨 共同体(CEMAC)へ	4
(1) 序	4
(2) UDEACの目的と加盟国間の相互調整	5
(3) UDEACの活性化と深化の模索	5
3 .CEMACの発足	6
4 .CEMACの主要機構と機関の概要	6
(1) CEMACの4つの機構	7
(2) CEMACの8つの機関	8
(3) CEMACの4つの機構の概要	8
(4) CEMACの主要機関の概要	9
5 .CEMACにおける財政と関税の改革	10
(1) 序	10
(2) 関税の改革	12
(3) 財政の改革	12
6 .CEMACにおける財政金融の補完制度	13
(1) COBAC	13
(2) CEMACの多数国間監査制度	14
7 .おわりに(結びにかえて)	15

1 .はじめに

(1) アフリカのCFA・フランによる経済通貨同盟

サハラ以南の旧仏領アフリカ諸国は1960年に独立を達成した後も、旧植民地通貨CFA・フランを使用する西アフリカと中部(赤道)アフリカの2つのグループに分かれ、西アフリカにおいては、西アフリカ中央銀行(Banque Centrale des États de l'Afrique de l'Ouest; 以下BCEAOと云う)¹⁾を中核とする西アフリカ経済共同体(Communauté Économique de l'Afrique de l'Ouest; 以下CEAOと云う)と西アフリカ通貨同盟(Union Monétaire Ouest Africaine; 以下UMOAと云う)を結成し、中部(赤道)アフリカにおいては、中部アフリカ諸国中央銀行(Banque des États de l'Afrique Centrale; 以下BEACと云う)²⁾を中核とする、中部アフリカ関税経済同盟(Union Douanière des États Afriques Centraux; 以下UDEACと云う)と中部アフリカ通貨協力圏を形成し、1990年初頭には夫々の地域において、事実上の経済通貨統合を完成していた。

しかし、その後内容的には西アフリカにおいては、モーリタニアの経済通貨統合からの離脱³⁾や、マリも同じく離脱と再加盟等の動きがあり⁴⁾、経済通貨統合に足並みの

1) 西アフリカ中央銀行(BCEAO)は本店をダカールに置き、現在ベナン、ブルキナ・ファソ、象牙海岸、ギニア・ピサオ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴの8カ国を傘下に置く共通中央銀行で、共通通貨としてCFA・フラン(Franc de la Communauté Financière Africaine)を使用し、加盟国間で西アフリカ経済通貨同盟を結成している(1CFAフラン=0.01フランス・フラン、1ユーロ=655.957 CFA・フラン)。

2) 中部アフリカ諸国中央銀行(BEAC)は本店をヤウンデに置き、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、ガボン、赤道ギニア、チャドの6カ国を傘下に置く共通中央銀行で共通通貨CFA・フラン(Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale; 1CFAフラン=0.01フランス・フラン、1ユーロ=655.957CFA・フラン)を使用。

3) モーリタニアの経済通貨同盟からの離脱、1973年。

4) マリの経済通貨同盟からの離脱、1973年、再加盟は1984年。

乱れが生じていた。中部アフリカにおいては、UDEACの運用上の不備から形骸化しつつあった。即ち加盟諸国とりわけ、チャド、中央アフリカ、コンゴ共和国(ブラザヴィル)等の諸国は内政上派閥対立による政情不安があり、このため加盟各国はUDEACの運営維持に難渋したのである。

以上の様な状況にも拘わらず、旧仏領西アフリカ及び中部アフリカにおける両経済通貨圏は、1960年の独立以降もフランス・フランを基軸通貨とするCFA・フラン通貨圏を維持し、夫々の経済通貨共同体の内部で、一部の加盟国に財政不安が生じた場合でも、フランス・フラン通貨圏の共通財政経済政策の枠内で、フランス国庫に支援され、多くの困難を乗り越えてきていた。

(2) CFA・フランの基軸通貨のユーロへ切換えと経済通貨同盟の改組

しかるところ、CFA・フランの基軸通貨であるフランス・フランが、欧州通貨統合に組み入れられることを目睫に控え、基軸通貨の欧州統一通貨(ユーロ)への切り換え⁵⁾の準備(後述のCFA・フランの切り下げ)と、かねてより内外から、寄せられたCFA・フランは実勢に合致しない等の批判を考慮し、フランスおよび関係アフリカ諸国は、CFA・フラン価値および西アフリカおよび中部アフリカにおける夫々の経済通貨同盟の見直し作業を1990年初頭頃から開始し、1994年1月12日にはCFA・フランの50%切り下げ措置を決定すると同時に、西アフリカにおいては、CEAO、UDAO(Union Douanière de l'Afrique de l'Ouest: 西アフリカ関税同盟)およびUMOAを改組し、西アフリカ経済通貨同盟(Union Économique et Monétaire Ouest-africaine; UEMOA)に集約した。

中部アフリカにおいてもUDEACの改組の作業を進めていたが一部関係国の政情の停滞により、最後の批准がおくれ元首会議による発表が遅れていたところ、1996年7月5日、関係国の批准手続きが完了し、中部アフリカ経済通貨共同体(Communauté

5) CFA・フランの基軸通貨フランス・フランから欧州統一通貨ユーロへの切り換えは1999年1月1日付。

Économique et Monétaire de l'Afrique Centrale : CEMAC)が公式に発足することになった。

2 . 中部アフリカ関税経済同盟(UDEAC)から中部アフリカ経済通貨共同体(CEMAC)へ

(1)序

1959年独立を目捷に控えた旧仏領赤道アフリカの植民地ガボン、コンゴ共和国(ブラザヴィル)、中央アフリカおよびチャドの4地域は赤道アフリカ関税同盟(Union douanière Equatoriale : UDE)を結成していた。⁶⁾このUDEでは域内地域相互の商品、貨物および資金の流通を自由とし、共通の関税規則や対外共通関税規則を制定し商工業における収益に対する租税、取引高税に関する内国税の調整等行っていた。なお関税同盟は主要機関として運営委員会、首相会議、事務局を有した。なお所管事項に関する加盟国間双互の紛争についてはフランス共同体仲裁裁判所に付託することになっていた。⁷⁾

この関税同盟諸国は1960年に独立し、その後1962年にカメルーンが加わり5カ国となった。他方通貨の面では中部アフリカ諸国・カメルーン中央銀行はCFA・フランを共通通貨とし、通貨、為替及び貿易につき共通政策の枠内で業務が行われた。そこでこれら関係5カ国は、通商と経済及び開発に亘る広範囲な共同市場と関税経済同盟の結成につき協議を行い、1964年12月8日ブラザヴィルにおける元首会議において関税経済同盟設立に関する条約の署名を行い、1966年1月1日中部アフリカ関税経済同盟(UDEAC)が誕生した。⁸⁾

6) なお、旧仏領赤道アフリカ関税同盟の結成の詳細については、拙著『フラン圏の形成と発展』増補版信山社、1995年、256頁以下を参照。

7) 前掲書257頁参照。

8) 前掲書258頁参照。

(2) UDEACの目的と加盟国間の相互調整

本稿の主題はUDEACを改組したCEMACの発足についてであるが、本論に入るに先立って改組される以前の当初のUDEACが目標とした構想の概要をみておきたいと思う。これは新機構CEMACにおいても、旧UDEACのシステムが引き継がれている場合が屡々あるからである。

UDEACは目的として次の5項目を挙げている。⁹⁾

- (イ) 加盟国住民の生活水準の向上
- (ロ) 加盟国の貿易障害の排除による市場の拡大
- (ハ) 加盟国相互の開発計画、工業化政策および運輸政策の調整
- (ニ) 加盟国間の投資法の調整
- (ホ) 地域開発のための金融機関の設立

特に注目すべき点は、単一関税領域を設け、域内においては、人、貨物、商品、サービスおよび資本の流通は自由とし(条約27条) 第3国に対しては、対外共通関税 (Tarif Extérieur Commun : 略称 TEC) およびその他の税を設定するが、加盟国間相互における輸入関税および賦課金は原則として免除し(第28条、第29条) 域内工業産品に対し単一税(Taxe Unique : 略称 TU) を適用することとした(条約第32条) 。また条約45条は加盟国の投資法の相互調整を規定した。加盟国の貿易の増大、経済の均衡のとれた発展と生産の多様化のため工業化計画および運輸政策の調整を行うことを規定した(条約第47条) 。

(3) UDEACの活性化と深化の模索

UDEACが目指した基本理念は、加盟諸国を包括した地域の総合開発であった。また前述のように、CFA・通貨圏と重複する型式になっていた。これは機構として必ずしも制度的に一体化されたものではなかった。

またUDEACが発足当初に掲げた前記の諸目的にも拘わらず、その後宗主国の手

9) 前掲書259頁参照。

を離れ、新生独立国による自主運営により十分に機能を発揮できず、とかくの批判があり、西アフリカ経済通貨同盟(UEMOA)の進捗振りもありCEMACに活性化と深化を求め改組の期待が高まった。

3 .CEMACの発足

中部アフリカ経済通貨同盟(CEMAC)を設立する条約は、1994年3月16日チャドの首府ンジャメナに於いて署名されたが、批准手続きが遅れたため、発効が遅れ、1996年7月5日発効した。これに伴い、1964年12月に設立された中部アフリカ関税経済同盟(UDEAC)は終了した。

第1回のCEMAC元首会議はUDEAC改革の内外からの要請をうけてマラボ(赤道ギニアの首府)において、1999年6月24、25の両日開催され、チャドがCEMACを設立する条約の受託国となった。¹⁰⁾¹¹⁾

CEMACを設立する条約はその前文において、従来のUDEACおよび1991年アブジャ(ナイジェリアの首府)開催のOUA元首会議の趣旨に従い、またフランス・フラン通貨圏の新しい動向を考慮し、アフリカにおいて必要とされる協力と発展のため、欧州大陸との関係をも考慮し、夫々加盟国国民の独自性を尊重し、相互の連帯を強化することを謳っている。

条約第1条後段において、「共同体の使命は、経済と通貨の2つの同盟制度の枠内において、加盟国は既存の相互の協力関係をさらに経済通貨統合にむけて推進せしめることを了解する」と謳っている。

4 .CEMACの主要機構と機関の概要

10) Banque de France, *Rapport Zone France*, 1998, p.86 (なお、同引用書の発行は通常数年遅れとなっている)

11) *Ibid.*, p.86

(1) CEMACの4つの機構

なおCEMACを設立する条約はUDEAC改組により、従来の機関と新規の機関を併せ次に掲げる4つの機構の設置を決定し(条約第2条前段)、また共同体の機関として8つの機関を揚げた(条約第2条後段)。

4つの機構の創設(第2条前段):

- (イ) 中部アフリカ経済同盟(UEAC)
- (ロ) 中部アフリカ通貨同盟(UMAC)
- (ハ) 共同体議会(新規)
- (ニ) 共同體裁判所(司法院、会計院)〔新規〕

前記4つの機構は夫々別個の取極(Convention)により定められ¹²⁾、この4つの取極は1996年7月5日リーブルヴィル(ガボンの首府)開催の元首会議において署名された。

なお共同体議会は別途取極(Convention)により創設されるものとし、本機構の基本的役割を果すものとなる(第4条)。

12) *Ibid.*, pp.86-88

条約本文のタイトルおよび付随4取極のタイトルは次のとおり、

Traité instituant la Communauté Économique et monétaire de l'Afrique Centrale, N° Djamena, le 16 mars 1994.

Additif au Traité de la C.E.M.A.C.

relatif au Système Institutionnel et juridique de la Communauté.

Libreville, le 05 juillet 1996.

Convention négociant l' Union Économique de l'Afrique Centrale(U.E.A.C), Libreville, le 05 juillet 1996.

Convention régissant l'Union Monétaire de l'Afrique Centrale(U.M.A.C), Libreville, le 05 juillet 1996.

Convention régissant la Cour de Justice de la C.E.M.A.C. Libreville, le 05 juillet 1996.

(2) CEMACの8つの機関

8つの主要機関は次のとおりである。(第2条後段)

- (イ) 元首会議(Conférence des Chefs d'État)
- (ロ) 中部アフリカ経済同盟閣僚理事会(Conseil des Ministres de l'Union Économique de l'Afrique Centrale)
- (ハ) 中部アフリカ通貨同盟閣僚委員会(Comité Ministériel de l'UMAC)
- (ニ) 事務局(Secrétariat Exécutif)
- (ホ) 加盟国間委員会(Comité Inter-Etats)
- (ヘ) 中部アフリカ諸国中央銀行(Banque de États de l'Afrique Centrale:略称 BEAC)
- (ト) 中部アフリカ金融委員会(Commission Bancaire de l'Afrique Centrale:略称 COBAC)
- (チ) 開発融資機構(l'Institution de Financement du Développement)

(3) CEMACの4つの機構の概要

(イ) 中部アフリカ経済同盟閣僚理事会(UEAC担当)

経済同盟を担当する閣僚理事会は、夫々の国を代表する財政と経済を担当する閣僚3名により代表団を結成し、夫々一票の投票権を持つ。また会議は少なくとも毎年2回開催される。議長は元首会議当番国から選出され、任期は1年とする。

なおCEMAC事務局長及び中部アフリカ中央銀行総裁は理事会に参加する。

(ロ) 中部アフリカ通貨同盟閣僚委員会(UMAC担当)

中部アフリカ通貨同盟閣僚委員会はCEMAC加盟諸国の通貨政策の大綱を検討する。この委員会は各加盟国の財務を担当する閣僚2名から構成され、委員長の任期は1年とし輪番制とする。

会議は少なくとも毎年2回開催し、内1回は、中部アフリカ諸国中央銀行(BEAC)の会計の承認を受けるために行われる。委員会の構成員の半数、または中央銀行(BEAC)運営委員会の要請によっても開催することができる。

(八) 議 会

CEMACは近い将来議会を開設する予定であるが開設に伴う個別の取極の締結は、まだ数年先になるところ、それまでの仲継ぎの措置として議会準備委員会(Commission interparlement)を設立する。この委員会のメンバーは各加盟国の司法機関により任命される。この議会準備委員会はCEMAC事務局が作成する年次報告を審査し、閣僚理事会委員長、CEMAC事務局長、BEAC総裁から意見を聴取することができる。議会準備委員会はマラボ(赤道ギニア)に設立され2000年第1四半期に第1回の会議が開催された。

(二) 裁 判 所

CEMACの裁判所は2院により成る。1つは司法院(Chambre Judiciaire)、他の1つは会計院(Chambre des Comptes)である。

司 法 院

司法院は1999年10月に開設され、所在地はチャドの首府(ンジャメナ)とされた。司法院は国、法人、自然人を対象として、共同体の規則の適用から生ずる係争を担当し、提訴された事件の適法性を審査する。また司法院は告示をもって当該加盟国裁判所を代行する。

会 計 院

会計院は2000年3月に業務を開始し、国家会計の公正さと透明さおよび公会計の運営につき監督する。

(4) CEMACの主要機関の概要

(イ) 元首会議

元首会議はUDEACにおいて設置されたが、CEMACでも同様に「元首会議」は同様に主要政策を決定する最高機関である。かつまた、中部アフリカ経済同盟閣僚理事会の運営と中部アフリカ通貨同盟の閣僚委員会の指揮をとる。元首会議は毎年輪番制とし、各加盟国において毎年開催し、1999年は赤道ギニアが議長国となった。なお元首会議議事日程等はCEMAC事務局において作成する。

(ロ) CEMAC事務局

CEMACの事務局はUDEACの事務局を改革し、引き継いだもので、事務局は閣僚理事会に対し、提案を行う権利を有する。また条約の適用と共同体の決定事項の監査、予算の管理及び共同体活動計画の実施を担当し、また事務局は第三者に対し法律上共同体を代表する法人格を有する。元首会議は事務局長(Secrétaire exécutif)にジャン・クエテ(Jean KUETÉ)氏を任命した。

(ハ) 中部アフリカ諸国中央銀行(BEAC)

CEMACの発足に伴い、中部アフリカ諸国中央銀行の規約(statut)が新規に採択され、通貨同盟取極の付属とされた。なお共通通貨CFA・フランの管理を担当する業務は発券局(Institutut)としてそのまま引き継がれた。

この新中部アフリカ諸国中央銀行の規約で注目すべき点は、中部アフリカ諸国中央銀行の運営理事会を統括する総裁の権限を明記したことである(第30条)。

また第11条は、総裁に対し、通貨同盟の閣僚会議からの提訴を受ける義務を付与した。つまり、ある加盟国の操作勘定がフランス国庫に対し借越し(赤字)となった場合、早急に回復措置を決定する例がこれである。またこれと引き換えに、第17条は国別国庫に対する貸付(les avances)は金融機関の再融資の基本利率(le principal taux)により、銀行(BEAC)の同意により行われることになり、この利率の固定は自由ではない。

なお中部アフリカ金融委員会(Commission bancaire d'Afrique Centrale : 略称COBAC)は1993年1月に業務を開始した(1990年10月16日付 取極)所在地はガボンの首府リーブルヴィル(6 (1)COBAC参照)。

また中部アフリカ諸国中央銀行(BEAC)は地域統合を強化するために、多数国間監視制度を置いた(6 (2)収斂委員会参照)。

5 .CEMACにおける財政と関税の改革

(1)序

西アフリカにおいて行われたUEMOA、CEAOの改革と並んで中部アフリカにおいてもUDEACの改革は夫々の事務方において、ほぼ同時に着手されたと考えられる。それはCFA・フラン通貨圏の基軸通貨である「フランス・フラン」が「欧州統一通貨ユーロ」への切り換えのタイミングにあった。本稿冒頭「アフリカのCFA・フランによる経済通貨同盟」で述べたとおり旧仏領西アフリカにおいては、通貨と関税の二本柱の制度がUMOA、UDAO等夫々の機構により確立していたから、経済統合に際しては、欧州共同体及び欧州連合の方式に倣うことは容易であった。

しかし旧仏領中部アフリカにおける共通の通貨、CFA・フランの共通の中央銀行(BEAC)の通貨制度はともかくとして、経済関税同盟に関しては、一応1964年にUDEAC(中部アフリカ経済関税同盟)が成立、合意されたものの、創設以来のUDEACはその実績からみて期待外れであったといわれている。例えば財政と関税の面で採択された「対外共通関税(Tarif extérieur commun:略称TEC)は、地域の総合開発の基礎として役立つ筈であったが効果はみられなかった。また単一税制度(Taxe unique)は、特別に認可された企業に対し、排他的保護を生ぜしめ、その他の企業間との競争力を減少させたといわれ、より有効な方式が必要である等の批判があり、これに忖えてUDEACは財政と関税の改革に動き出した。¹³⁾

新財政と関税の制度が改革の目標として掲げた次の3点についてみてみよう:

(イ) 財政収入の正常化

財政収入を正常化し密輸防止のため (a)手続きの簡素化 (b)税の数の減少 (c)税率の引き下げ (d)以前行われた特別免除の廃止 (e)付加価値税に売上げ高税を上乗せする (f)密輸の取締りの強化等が挙げられた。

(ロ) 諸企業間の競争力の強化

新制度においては、政府または公的機関が特別に一部企業に認可し独占的に事業を行なわしめる方式を止め、通常民間企業との差別を撤廃することにより企業間に競争を導入し活性化を計った。

13) Banque de France, *op. cit.*, 1996, pp. 103-104

また輸出産業の開発にも留意し、また必要資材であっても、国内産品保護のため資材の輸入を抑制する。さらにまた国内農産品と競合する外国品の輸入を抑制する等の措置がとられた。

(八) 地域統合の促進

共通対外税率(Tarif extérieur commun : 略称 TEC)に基づく加盟国間の関税制度の調整と、一般特惠税率(TPG : Tarif préférentiel généralisé)の採用は目下のところ、厳しくわづかしか効果が現れていないが、新たな効果が生ずるものと期待されている。

(2) 関税の改革¹⁴⁾

前記の目的に沿ってCEMACにおいてはUDEACにおける単一税制に代わり、域内において製造し販売された商品に対し、一般特惠税(Tarif préférentiel généralisé : TPG)が制定され、税率は当該商品の対外共通関税の20%と定められた。またTPGは当該国の売上高税に上乗せされ、その税率は縮小され、または改正から5年以内に0になるべきものとされた。しかし事務局は如何なる時でも、どの商品に対しても税率の0査定を行うことができる(例えば域内で製造された綿製品に対するTPGは無い)。

(3) 財政の改革¹⁵⁾

今次改革により、既存の大部分の税は、域内取引高税(TC 税)にとって代わることになった(域内取引に関する租税、カメルーン産品に対する域内税、中央アフリカ、コンゴおよびガボンにおける域内消費税、チャドにおける補足税等)。

取引高税の税率は国によりCEMACの関税委員会が定め上限と下限の間で決定され、またそれは財政上の調和のため、漸進的に縮小されるべきものとされた。必需資

14) *Ibid.*, pp. 103-104

15) Banque de France, *op. cit.*, 1998, p.88

源に対する税率の引き下げは3%から6%の間で決定され(カメルーンに於いては5%の税率とされた) 通常税率は7%から18%の間で決定され、カメルーンでは15%とされた。諸種の改革は細部に亘って行われたが、取引高税(Taxe sur le chiffre d'affaires)は公財政収入の重要部分を占める。

また新しく設定された特別消費税(le droit d'accises)があり、アルコール飲料・タバコ等を対象とし、その課税率は100%と高率である。

結局CEMACの新税制度は多くの品目について税率を引き下げたという意味で注目すべきものがある。例えばカメルーンにおける例を挙げれば、小麦粉46.6%から38%に、ペニシリンは37.1%から6.5%(TCA = 0%)、モルト・ビール198.5%から79.5%、乗用車は73%から51%等である。

6 .CEMACにおける財政金融の補完制度

CEMACの発足に伴って、さらにCEMACの機構を強化し、支援する2つの制度が活動を開始した。1つは1990年10月16日付取極により創設された中部アフリカ金融委員会(Commission Bancaire de l'Afrique Centrale : 略称COBAC)⁶⁾であり、他の1つは多数国間監査制度(Système de surveillance multilatérale)である。

(1) COBAC

COBACの創設は1990年であったが活動を開始したのは1993年1月でCEMACにおける金融業務と金融統制の効果を推進することを目的とした。なおCEMAC加盟各国の金融統制の調整に関する取極は1992年に署名された。

COBACの最重要目的は金融業務監督体制の実施と域内の銀行業務の持続の確保にある。

COBACは中部アフリカ諸国中央銀行総裁が統括し、11名(任期3年)の委員を擁

16) Banque de France, *op. cit.*, 1997, p.72

する。BEACの監査役から3名、フランス銀行総裁により任命される委員1名等が任命される。会議は年2回開催され、COBAC事務局はヤウンデ(カメルーン)に設置され、CEMAC事務局により運営される。

COBACの主要業務は次のとおり

- (イ) 国別通貨当局(国別旧中央銀行)の権限に属する許認可事務の監督
- (ロ) 市中銀行業務の財政金融調査と安定のための行政指導、第三者、株主の動産および契約物件処理の監督
- (ハ) 証拠物件(物権)の監督
- (ニ) COBACは国別の裁判機関が行う制裁に抵触することなく指導の名目で行う裁判的機能を有する。このためCOBACは司法委員(Commissaires aux comptes)を通じ戒告、懲戒、ある行為の禁止、その他銀行業務の停止または制限、さらにまた関係機関からの解雇等を宣言する。
- (ホ) COBACは旧UDEAC6カ国全域に亘り権限を有し、域内31銀行、17金融機関及び22支払事務所に対し権限を有する。

(2) CEMACの多数国間監査制度

CEMACは、その域内の政治経済と法律の制度的環境の漸進的調和に基づく、域内経済統合の推進のため、通貨協力を補足推進する必要があった。このためCEMAC事務局による開発のための財政面の支援が必要とされた。

このため、BEAC6カ国は地域統合の促進のため、「多数国間監督制度(un système de surveillance multilatérale)を創設した。この機構はいずれCEMACの議会が創設された後に解消され、業務はCEMAC事務局に引き継ぐことが予定されているが、さしあたって収斂委員会(Conseil de convergence)と呼ばれ¹⁷⁾、これはマクロ政治経済の合議による多数国間監査制度であり、収斂委員会は、CEMAC諸国において

17) *Ibid.*, p.72

次の事項を促進することを使命とした。¹⁸⁾

- (イ) 域内単一通貨の安定
- (ロ) 国際機構、特にIMFおよび世界銀行による構造調整計画の忠実なる実施
- (ハ) 中部アフリカにおける住民の健全かつ持続的経済成長の推進を確実にする。

なお、この多数国間監査制度の基礎的事項として次の四項目を揚げた。

- (a) 通貨発行額の保証準備率は少なくとも公的在外資産の20%とする。
- (b) 歳出をマイナスにしない。
- (c) 国内および国外における累積債務を生ぜしめない。
- (d) 公的給与全体の増加は歳入増と同等か、それ以下であること。

国別多数国間監査結果 (1997年12月31日付)							
監査結果	国名	カメルーン	中央アフリカ	コンゴ共和国	ガボン	赤道ギニア	チャド
1. 通貨発行額の対外公的資産カバー率20%以内		no	yes	yes	yes	yes	yes
2. 歳出赤字		no	no	no	no	no	yes
3. 累積債務	(国内)	no	yes	yes	no	no	no
	(対外)	no	yes	yes	no	yes	no
4. 公的給与割合	バランス	no	yes	yes	yes	yes	yes

Banque de France, *Rapport Zone Franc*, 1997. p.72

7. おわりに(結びにかえて)

さきに本月報2001年第3号で西アフリカにおける経済通貨統合につき、旧仏領西アフリカ諸国と、旧英領、西・ポ領西アフリカ諸国を含む経済通貨統合ECOWASにつき述べた。

本稿では中部アフリカ全域ではなく、旧仏領中部(赤道)アフリカ諸国と赤道ギニア

18) Banque de France, *op. cit.*, 1998, pp.86-87

の6カ国に限定した。

中部アフリカ地域には経済共同体といえる地域共同体は、CEMACのほかに、もう1つコンゴ民主共和国(キンシャサ)、ルワンダ、ブルンディ、アンゴラ、サントメ・プリンシペの各国とCEMAC6カ国を包括し11カ国を数える中部アフリカ諸国経済共同体(Communauté Économique des États de l'Afrique Centrale: 略称CEEAC)がある。これら中部地域における2つは経済共同体である点で類似するが、旧仏領諸国のCEMACは通貨面で、共通通貨と共通中央銀行を有する点で通貨面で支援される共同体としての加盟6カ国の連帯の強靱さを有する。

また西アフリカのECOWASは、ナイジェリアやガーナのイニシアティブもあって、仏語系、英語系の両グループを統合し、欧州連合モデルとした、単一西アフリカ経済通貨統合を打上げている。これに対し、CEEAC側は、単一の経済通貨統合計画を打出すまでに行っていないし、その計画に対する動きも目下のところみられない。こうした中部アフリカ諸国の内部事情もあり、中部アフリカでは、旧仏領諸国のCEMACの優位は当面ゆるがず、またCEMACの共通通貨CFA・フランは、西アフリカの仏語系経済共同体UEMOAと同様、その基軸通貨は1999年以来、ユーロ貨にリンクしたこともあって、CEMAC諸国とユーロ圏諸国とのつながりは今後益々強まるであろう。

なお西アフリカのECOWASが計画しているように、仏語系、英語系両地域を融合した場合、従来の西アフリカにおけるCFA・フラン通貨圏はどのようになるのか、またその場合中部アフリカのCFA・フラン通貨圏との関係はどうなるのか、が問題で、両CFA・フラン通貨の基軸通貨がフランス・フランに代わり欧州連合の統一通貨ユーロ貨となっているところ、今後如何なる変化が生ずるのか、は全く不透明である。

また最近アフリカ連合(African Union: AU)もアフリカの経済統合計画を有しているやに伝えられるところ、アフリカの西および中部の地域統合に加盟する夫々関係国はAUの意向は尊重するものの、夫々がAUの下部機構の加盟諸国として如何に対処すべきかは目下のところ、戸惑うばかりではないかと思われる。

(筆者は元外務省員)